

「労働技能開発振興法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

労働技能開発振興法

(前文省略)

第一条

本法令を「仏暦二五四五年(西暦二〇〇二年)労働技能開発振興法(プララーチャバンヤット・ソンサーム・パタナー・フィームー・レーンガーン)」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報告示日から一二〇日が経過した時に施行する。

[官報告示は一〇月一日、施行日は二〇〇三年一月二九日]

第三条

仏暦二五三七年労働技能開発振興法を廃止する。

第四条

本法令は省庁局、政府機関、国家機関には適用しない。

第五条

本法令において、

「労働技能開発(ガーン・パタナー・フィームー・レーンガーン)」とは、研修を受けた者及び労働人口が職業上の技能、知識、能力及び仕事に係る態度を身に付けるプロセス、すなわち労働技能研修、労働技能標準規定、その他関係する事柄を意味する。

「労働技能研修(ガーン・フックオブロム・フィームー・レーンガーン)」とは、就業準備研修、労働技能向上研修、職種変更研修を意味する。

「就業準備研修(ガーン・フック・トリアム・カオ・タムガーン)」とは、労働技能標準に基づき職業従事できるための就業前職業技能研修を意味する。

「労働技能向上研修(ガーン・フック・ヨック・ラダップ・フィームー・レーンガーン)」とは、使用者である事業者が、被雇用者の現在就業している職種において、その被雇用者に労働技能を補充させ、その職種における被雇用者の知識、能力、スキルを引き上げる通常の研修を意味する。

「職種変更研修(ガーン・フック・ブリヤン・サーカー・アーチーブ)」とは、使用者である事業者が、被雇用者の現在就業している職種と別の職種において、その被雇用者に労働技能を補充させ、その別の職種においてその被雇用者が働けるよう知識、能力を身につけさせる通常の研修を意味する。

「カリキュラム(ラックースト)」とは、労働技能研修の科目、内容、方法を意味する。

「研修実施者(プー・ダムヌーン・ガーン・フック)」とは、カリキュラムまたは登記官が本法令に基づき審査承認した労働技能研修に係る詳細に基づき、労働技能研修を実施する者を意味する。

「研修者(プー・ラップ・ガーン・フック)」とは、研修実施者による労働技能研修を受ける者を意味する。

「研修教員(クルー・フック)」とは、研修者に労働技能を教える義務を果たす者を意味する。

「研修所(サターンティー・フック)」とは、研修実施者が研修者に労働技能研修を受けさせる場所を意味する。

「労働技能研修センター(スーン・フック・オブロム・フィームー・レーンガーン)」とは、営業部署から分離した研修所を意味する。

「労働技能標準(マータターン・フィームー・レーンガーン)」とは、本法令に基づき諸職種における職業従事者の技能、知識、能力、仕事への態度の段階を計量する基準として使用する学術的な規定を意味する。

「労働技能標準試験(ガーン・トッドソープ・マータターン・フィームー・レーンガーン)」とは、労働技能標準の規定する基準に従った職業従事者の技能、知識、能力、仕事への態度の試験を意味する。

「労働技能標準試験実施者(プー・ダムヌーンガーン・トッドソープ・マータターン・フィームー・レーンガーン)」とは、本法令に基づき労働技能標準試験を実施する許可を取得した者を意味する。

「労働技能標準試験者(プー・トッドソープ・マータターン・フィームー・レーンガーン)」とは、労働技能標準試験の受験者に対し労働技能標準を試験する義務を果たす者を意味する。

「事業者(プー・プラゴープ・キチャガーン)」とは、研修者の使用者、非使用者双方の工業事業者、商業事業者、またはその他の事業者を意味する。

「使用者(ナーイ・チャーン)」とは、労働保護法に基づく使用者を意味する。

「被雇用者(ルーク・チャーン)」とは、労働保護法に基づく被雇用者を意味する。

「基金(ゴートウン)」とは、労働技能開発基金を意味する。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、労働技能開発振興委員会を意味する。

「委員(カマカーン)」とは、労働技能開発振興委員会の委員を意味する。

「係官(パナックガーン・ジャオナーティー)」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「登記官(ナーイタビヤン)」とは、局長または局長が委任した者を意味する。

「局長(アティボディー)」とは、労働技能開発局長を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第六条

労働・社会福祉大臣を本法令の主務大臣とし、本法令に基づく執行のための係官任命、省令、規則、布告制定の権限を付与する。

その省令、規則、布告は官報告示をもって施行することができる。

第七条

大臣は本法令に基づき労働技能を開発振興する職種を定め布告する権限を有する。

第一章

労働技能研修

第一節

就業準備研修

第八条

権益取得申請のために、大臣が第七条に基づき定め布告した職種に従い就業準備研修を実施する者は、以下の研修に係る詳細をまとめ、登記官に審査承認のために提出する。

- (一)カリキュラム
- (二)研修所または労働技能研修センター
- (三)研修教員の名及び資格
- (四)研修期間
- (五)研修に必要な既存の設備及び将来的に調達する設備
- (六)研修成果の評価方法及び評価基準
- (七)委員会が定め布告したその他の項目

登記官の審査承認は委員会が定め布告した原則、方法、条件に従う。

すでに登記官の承認を受けた(一)(二)(四)または(六)に基づく研修に係る詳細の変更は、登記官の許可を受けない限り、これをなすことはできない。

第九条

研修教員の資格は委員会が定め布告したところに従う。

第一〇条

研修実施者はタイ語の、かつ少なくとも以下の項目の研修に係る規約または規則を用意しなければならない。

- (一)研修期間
- (二)研修日、研修時間及び休憩時間
- (三)休日
- (四)休暇及び休暇の原則
- (五)研修期間中の手当
- (六)研修契約の打ち切り条件
- (七)研修者が研修によって危害を被った、または負傷した場合における補償金の支払い原則

(八)委員会が定め布告したその他の項目

第一一条

研修実施者は委員会が定め布告したところに基づく項目を有する文面による契約を研修者と交わさなければならない。

第一二条

研修実施者は大臣が定め布告したところに基づく研修者の保護に係る原則に従わなければならない、証拠として研修者の履修簿を作成しなければならない。

第一三条

研修者がカリキュラムを修了し、第八条(六)に基づく研修成果の評価を通過した時、研修実施者はその研修者に対し、その評価が終了した日から一五日以内に、研修修了保証書を発行し、登記官に通知しなければならない。

第一四条

研修実施者が事業を別の者に譲渡しようとする時、研修実施者は譲渡日から一五日以上前もって登記官に文面で通知する。そのとき研修実施者は譲受人が就業準備研修を続けるか否かについての意志を通知し、譲渡人、譲受人双方の共同署名を付す。

譲受人が就業準備研修を継続するとき、登記官はその変更を登記書に記録し、譲渡日から譲受人を第八条に基づく研修実施者であるものとみなし、元の研修契約に基づき有するところの研修実施者の権利と義務は譲受人に譲渡される。

譲受人が就業準備研修を継続しないときは、登記官は譲渡日に研修途中だった研修者に別の研修実施者の同職種の研修を受けさせる、または公的な研修所で研修を受けさせるよう手続きする。このとき譲渡人は残りの研修における費用について責に任じる。

第一五条

それがどのような形態であっても労働技能研修に係る研修費または代金を研修実施者が研修者に請求する、あるいは研修者から受け取ることを禁じる。

第一六条

研修実施者は、登記官の承認した教育機関、または公的な労働研修所、あるいはその他の労働研修所で研修者に労働研修を受けさせることができる。

第一段に基づく教育機関または研修所における研修カリキュラム及び費用は、登記官から承認を受けなければならない。

第一七条

研修実施者が事業を止める、またはその他の必要な事由があり、研修を継続できないとき、研修実施者は事業中止日または研修中止日から一五日以上前もって登記官に文面で通知する。この場合、就業準備研修であれば、事業中止日または研修中止日に研修が修了しなかった研修者に対し第一四条第三段を準用する。ただし委員会が適当と判断すれば、その残った研修の費用についての研修実施者の責任を免除することもできる。

第一八条

職業技能開発に資するため、教育機関のカリキュラム、研修実施者のカリキュラム、あるいは教育機関と研修実施者の共同カリキュラムに基づき、研修実施者は教育機関の生徒、学生を受け入れることができ、研修実施者は研修開始前に当該カリキュラムを登記官に送付する。ただしそのカリキュラムをすでに登記官に送付したことがあるときはその限りではない。このとき第一一条、第一二条、第一三条、第一五条、第三三条、第三四条、第三五条、第三六条及び第三七条を準用する。

第一段に基づく内容は公務機関が人を派遣し研修実施者の研修を受ける場合にも適用する。

第一九条

労働技能研修センターの設立は委員会が定め布告した原則、方法、条件に従う。

第二節

労働技能向上研修と職種変更研修

第二〇条

権益取得申請のために、労働技能向上研修または職種変更研修を設ける者は、登記官にカリキュラム、関係する詳細、研修費用を提出し、その承認審査を受ける。

登記官の承認審査は委員会が定め布告した原則、方法、条件に従う。

第一段に基づく研修実施に第一五条、第一六条、第一七条及び第一九条を準用する。

第二一条

研修中、使用者である研修実施者は、労働に係る法律、雇用契約、就業規則及び雇用形態に係る合意に基づく、被雇用者に対する義務を有する。

研修が被雇用者の要求によって生まれ、文面での合意がなされたとき、使用者は通常の勤務時間外、または休日に被雇用者に研修を受けさせることができる。このとき使用者は研修時間に応じて、通常の勤務時間の賃金以上の賃金を研修する被雇用者に支払わなければならない。

第二章

労働技能標準

第二二条

労働技能開発振興のため、委員会は諸職種において国家労働技能標準を策定し、承認のため大臣に提出する。

大臣が承認した国家労働技能標準が官報で告示された時、労働技能開発局は第二三条に基づきその職種において労働技能標準試験の設定において使用できる、または労働技能標準試験実施者は第二四条に基づきその職種において労働技能標準試験を実施することができる。

受験者の資格、試験方法、及び労働技能標準試験合格の保証書の発行は委員会が定め布告したところに基づく。

第二三条

労働技能開発局は労働技能標準試験を設定し、労働技能標準試験実施者を振興する。

第二四条

労働技能標準試験実施者になろうとする者は登記官に許可申請する。

許可申請及び許可書発行、試験者の資格、許可書の使用停止及び廃止は委員会が定め布告した原則、方法、条件に従う。

第二五条

労働技能標準試験の実施においては、委員会が定め布告したレートを上回らない範囲で受験者から試験料を徴収することができる。

第二六条

自己の労働技能標準を委員会に保証してもらいたい者は、登記官に申請する。

労働技能標準保証申請、労働技能標準保証、委員会が保証した労働技能標準の労働技能標準試験での使用、及び第一段に基づく労働技能標準試験の合格者への保証書発行は、委員会が定め布告した原則、方法、条件に従う。

第三章

労働技能開発基金

第二七条

労働技能開発振興に係る費用のための回転資金とする目的で「労働技能開発基金」と呼ぶ一基金を労働・社会福祉省労働技能開発局内に設置する。

基金は以下から成る。

(一)内閣の決議に基づき設置された労働技能開発基金から移管した資金、及び労働技能開発基金についての仏暦二五三九年労働・社会福祉省規則に基づく基金運用資金

- (二) 政府の補助金
 - (三) 事業者の基金積立金
 - (四) 基金への寄付者からの金銭及び財産
 - (五) 基金に生じた利得または利益
 - (六) どんな場合であるかに関わらず、(一)から(五)を除く基金が受け取った金銭及び財産
- 基金の資金は国庫法及び予算法に基づき財務省に送金しなくてもよい。
金銭の出納、保管、及び基金の運用は財務省の承認を得て委員会が定めた規約に従う。
労働・社会福祉省労働技能開発局が本法令に基づき基金の資金を保管し、拠出する。

第二八条

基金の資金は以下の事業のために拠出する。

- (一) 本法令に基づく労働技能研修を受けるに当たっての費用支払いのための研修者の借入
- (二) 本法令に基づく労働技能研修実施または労働技能標準試験に係る費用支払いのための研修実施者、労働技能標準試験実施者、及び事業者の借入
- (三) 委員会が定め布告した原則に基づく労働技能開発振興に係る事業への支援または助成
- (四) 基金運用費用支払い

基金の資金貸付は委員会が財務省の承認を得て定めた規約に従う。

委員会は基金運用における費用とするために毎年、基金の資金の五％を超えない範囲で基金の資金を配分する。

第二九条

大臣が委員会の助言を得て定め布告したところに基づく業種、規模、被雇用者数、全被雇用者数と研修者数の割合、及び立地場所における事業を営む事業者は、第三〇条に定めたレートに基づき基金に積立金を拠出する。ただし第一章で定められたところに基づく労働技能研修を設けた者はその限りではない。

第三〇条

第二九条に基づく事業者からの積立金徴収に資するため、大臣は委員会の助言を得て、事業者が積立のある年の前における最後の年に支払った賃金の一％を超えない範囲で積立金レートを定め、布告する権限、及び事業者からの積立金徴収方法を定め、布告する権限を有する。

第一段に基づく積立金の計算における基礎として使用される最低及び最高賃金は、大臣が委員会の助言を得て定め、布告したところに基づく。

第三一条

期限内に積立金を支払わない事業者、または被雇用者数と研修者数の割合に基づき全額を支払わない事業者は、積立金を積み立てなければならない日の翌日から数え、支払っていない積立金または

不足している積立金の一・五％の割増金を月々支払わなければならない。月の計算は一五日以上であれば一月とし、一五日に達していない場合は切り捨てる。

局長が第一段に基づく積立金または割増金の支払い義務のある者に命令した場合、その者が当該金額を支払わないときは、行政手続法に基づく行政処分に係る規定を適用し、命令に基づく処分する担当官がない場合は労働技能開発局が当該金額の支払いのために行政裁判所に訴え出る権限を有する。

第三二条

財政法に基づく予算年の期末日から数えて六ヶ月以内に、委員会は会計検査院が検査、保証した基金の貸借対照表と現金出納簿を内閣に提出する。

当該貸借対照表と現金出納簿は大臣が総理大臣に提出し、総理大臣は下院及び上院議会に提出するとともに官報で告示する。

第四章

研修実施者の権益

第三三条

大臣が第七条に基づき布告規定した職種に従い労働技能研修を設定した研修実施者は、以下の権利と利益を得る。

(一) 国税法典に基づく勅令制定により、研修実施者の所得について、本法令に基づく労働技能研修費用額が、特別なケースとして所得税の控除を得られる権利。

(二) 人材研修、カリキュラム開発に係る研修、研修機材開発研修、労働技能標準試験に係る実施者の研修、職長研修、または同形態のその他の研修面での、労働技能開発局からの支援

(三) 労働技能開発に係る労働技能開発局からの助言

(四) 省令で定めたその他の権利と利益

第三四条

第一九条に基づき設置された労働技能研修センターにおいて労働技能研修を実施する研修実施者は、第三三条に基づく権利と利益のほかに以下の権利と利益を得られる。

(一) 関税タリフ法に基づく財務省布告、及び国税法に基づく勅令制定により、労働技能研修での使用のために輸入する道具、機械、及び設備の輸入関税及び付加価値税の免除を受ける権利

ここにおいて、税免除申請者は審査のために委員会から許可を得たところに基づく道具、機械、設備のリストを示す

(二) 国税法典に基づく勅令制定により、研修実施者が支払った電力料金及び水道料金の二倍の額を労働技能研修費用として計上することで、所得税計算で控除を受ける権利

(三) 省令で定めたその他の権利と利益

第三五条

第三三条(二)(三)(四)及び第三四条(三)に基づく権利と利益の申請書は、委員会が布告規定した原則、方法、条件に従い登記官に提出する。

第三六条

移民法の規定下に、研修実施者は熟練技術者または研修教員としての専門家である外国人、及びその配偶者とその被保護者を王国に入国させることができる。その人数、条件、期間は委員会が適当と判断したところに従うが、期間は移民法が定めた期間を超えない。

第三七条

研修実施者は私立学校法に基づく行動を免除する。

第五章

労働技能開発振興委員会

第三八条

労働・社会福祉省事務次官を委員長、財務省代表、科学技術・環境省代表、教育省代表、産業省代表、予算局代表、投資委員会事務局代表、タイ観光公団代表、タイ商業会議所代表、タイ工業連盟代表、タイ銀行協会代表、タイ観光産業連盟代表を委員、大臣が有識者から任命する二人、大臣が使用者代表から任命する一人、大臣が被雇用者代表から任命する一人の計四人のその他委員、及び労働技能開発局長を委員兼書記とする労働技能開発振興委員会を設置する。

委員会は労働技能開発局の公務員を書記捕として任命する権限を有する。

有識者委員は、大臣が労働技能開発面で一〇年以上の経験を有する者から任命する。

使用者代表及び被雇用者代表委員は、大臣が労働・社会福祉省規約で定められた原則及び方法に基づき任命する。

第三九条

委員会は以下の権限を有する。

- (一) 労働技能開発及び労働技能開発基金に係る政策で大臣に意見を具申する
- (二) 本法令に基づく省令、規則または布告の制定で大臣に具申、助言する
- (三) 本法令に基づく執行のために規則または布告を制定する
- (四) 第二二条に基づき諸職種における国家労働技能標準を策定する
- (五) 労働技能開発振興に係る原則を定める
- (六) 委員会が定め布告した種類、規模、形態に基づく職種における実務者として、事業者が労働技能標準試験合格者を採用することを奨励する
- (七) 労働技能研修センター及び労働技能標準試験センターの設置を奨励する

- (八) 労働技能競技を奨励する
- (九) 労働技能開発と共同資源利用での官民間の連絡を奨励する
- (一〇) 労働技能開発結果の追跡
- (一一) 第四八条第二段に基づく研修実施者認定取消命令、及び第四九条第二段に基づく許可書取消命令、または労働技能標準試験実施者認定書の取消命令に対する不服申立の審査、判定
- (一二) 本法令または別の法律が委員会の権限義務と定めたその他の職務遂行
- (一三) 大臣が委任したところに基づく職務遂行

第四〇条

大臣任命委員の任期は一期二年とする。

退任した委員は再任されることができ、連続二期までとする。

第四一条

大臣任命委員は第四〇条に基づく任期に基づく退任ほかに、以下の時に退任する。

- (一) 死亡した
- (二) 辞任した
- (三) 能力欠如、背任、または悪品行のために大臣が解任した
- (四) 無能力者または準無能力者となった
- (五) 破産者となった
- (六) 確定判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪、軽犯罪を除く

大臣任命委員が任期切れ前に退任した時、大臣は別の者を委員に任命することができ、代わりに任命された委員の任期は退任した委員の残り任期と同じとする。

第四二条

委員会の会議は全委員数の半数以上の出席をもって成立する。

委員長を会議の議長とする。委員長が会議を欠席する、または職務を遂行できないときは、会議に出席した委員が一人の委員を互選し、会議の議長とする。

決議は多数決をもってする。委員一人は一票を有し、票数が同数の場合は会議の議長が決定票を投じる。

第四三条

委員会は小委員会を設置し、委員会の委任したところに基づく執行を代行させる権限を有する。

小委員会の会議には第四二条の内容を準用する。

第四四条

本法令に基づく職務遂行において、労働技能開発局は委員会の事務局となり、権利と利益の取得者

が本法令に従った行動を取ることを監視し、委員会に報告する義務を有する。

第六章

登記官及び係官

第四五条

本法令に基づく職務遂行において、登記官または係官は以下の権限を有する。

(一) 研修実施者、研修教員、研修者、労働技能標準試験実施者、労働技能標準試験受験者、事業者または関係者に召喚状を出し、審査のために証言させる、あるいは書類その他の証拠提出を命令する

(二) 研修所、労働技能研修センター、労働技能標準試験センター、または事業所に業務時間内に立ち入り、本法令に行動を準拠させるため検査し、研修実施者、労働技能標準試験実施者、または事業者に助言する。

第四六条

第四五条(二)に基づく登記官または係官の職務遂行において、研修実施者、労働技能標準試験実施者、または事業者、関係者、その場所にいる者は相当の便宜を供する。

第四七条

職務遂行にあたって登記官または係官は身分照明書を提示しなければならない。

登記官または係官の身分照明書は大臣が定めたところに従う。

第七章

研修実施者の取消、許可書の使用停止及び取消

第四八条

研修実施者が本法令の規定、または本法令に基づき制定された省令、規則、布告の規定に違反した、あるいは従わなかった場合、登記官は研修実施者に対し文面で、定められた期間内に正しい行動または修正をするよう命じる権限を有する。

研修実施者が第一段に基づく期間内に正しい行動を取らなかった、または修正しなかったとき、登記官は研修実施者の取消を命じる権限を有する。

研修実施者取消命令は文面でその研修実施者に通達する。研修実施者に会えなかった、または研修実施者がその文面を受け取らなかったときは、当該命令を研修所または労働技能研修センターの公開され、かつ視認しやすい場所に掲示し、その掲示日をもって研修実施者が命令を確認したものとみなす。ただし研修実施者に会えなかった場合は命令掲示日から一五日が経過した時、命令を確認したものとみなす。

第二段に基づく研修実施者の取消の場合において、就職前研修であれば第一四条第三段を登記官が研修実施者の取消を命じた日に研修途中だった研修者に準用する。

第四九条

労働技能標準試験実施者が本法令の規定、または本法令に基づき制定された省令、規則、布告の規定に違反した、あるいは従わなかった場合、登記官は労働技能標準試験実施者に対し文面で、定められた期間内に正しい行動または修正をするよう命じる権限を有する。

労働技能標準試験実施者が第一段に基づく期間内に正しい行動を取らなかった、または修正しなかったとき、登記官は労働技能標準試験実施者に対し、その許可書の使用停止または取消を命じる権限を有する。

許可書使用停止命令または許可書取消命令は文面でその労働技能標準試験実施者に通達する。労働技能標準試験実施者に会えなかった、または労働技能標準試験実施者がその文面を受け取らなかったときは、当該命令を労働技能標準試験所または労働技能標準試験センターの公開され、かつ視認しやすい場所に掲示し、その掲示日をもって労働技能標準試験実施者が命令を確認したものとみなす。ただし労働技能標準試験実施者に会えなかった場合は命令掲示日から一五日が経過した時、命令を確認したものとみなす。

許可書使用停止命令を受けた期間、または許可書取消命令を受けた期間に、労働技能標準試験実施者が労働技能標準試験に係る行為をなすことを禁じる。

第八章

不服申立

第五〇条

第四八条に基づき研修実施者の取消を受けた研修実施者は、取消命令を受けた日から一五日に委員会に不服を申し立てる権利を有し、委員会は不服申立を受理した日から三〇日以内に判定を下し不服申立人にその結果を通知する。

委員会の判定は最終的なものとする。

不服への判定を待っている間、不服申立人は不服申立を却下する判定が下るまでは本法令に基づく権利と利益を有する研修実施者であるものとみなす。

研修実施者が第一段に基づく期間内に登記官の取消命令に対し不服を申し立てなかった場合、あるいは委員会が不服申立却下の判定を下した場合、本法令の規定に基づく権利と利益は、登記官の取消命令を受けた日から、あるいは委員会が不服申立を却下する判定を下した日からなくなる。

第五一条

第四九条に基づき許可書の使用停止命令、または許可書の取消命令を受けた労働技能標準試験実施者は、命令を受けた日から一五日に委員会に不服を申し立てる権利を有し、委員会は不服申立

を受理した日から三〇日以内に判定を下し不服申立人にその結果を通知する。

委員会の判定は最終的なものとする。

第五二条

不服申立と不服審査判定は委員会が定めた規則に従う。

第九章

罰則規定

第五三条

第四五条または第四六条に基づく職務遂行であるところの登記官、係官の命令に基づき証言しなかった、あるいは命令に従わなかった者、妨害した者、登記官、係官に便宜を供しなかった者は、五〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

経過規定

第五四条

仏暦二五三七年職業研修振興法に基づく研修実施者は本法令に基づく研修実施者とする。

第五五条

本法令の施行日に在任中の仏暦二五三七年職業研修振興法に基づく職業研修振興委員会は、本法令に基づく労働技能開発振興委員会が発足するまで、本法令に基づく労働技能開発振興委員会の職務を遂行する。

第五六条

本法令の施行日に適用中の仏暦二五三七年職業研修振興法に基づき制定された省令、規則、布告は、本法令と矛盾、対立しない限りにおいて、本法令に基づき制定された省令、規則、布告があるまで適用することができる。

(おわり)